

一般社団法人大田観光協会公式サイト制作及び運用保守業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

1 委託業務名

一般社団法人大田観光協会公式サイト制作及び運用保守業務委託

2 目的

一般社団法人大田観光協会（以下、委託者）と大田区観光課がそれぞれ運営するサイトを統合し、より機能的かつ魅力的なサイトを構築することを目的とする。

ついては、上記目的を達成するべく最も優れた企画を採用するため本事業における委託事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。

3 実施概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 予算上限額

940万円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託内容

別紙仕様書のとおり

5 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 当該事業を円滑に遂行できる人的・物的及び財務能力を有していること。
- (2) 法人または法人による共同企業体であること。ただし、共同企業体の場合は代表者を定め、責任分担を明確にすること。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 本業務に類似した実績を有すること。
- (5) 十分な業務実施体制を有しており、迅速かつ具体的な協議及び連絡調整が可能であること。
- (6) 制作したサイトの効果を検証し、適宜改善点を提案できること。
- (7) 制作予定の言語（日本語、英語）に対応可能であること。

6 欠格条項

- (1) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (4) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

## 7 全体スケジュール

令和4年4月11日（月）	公募開始
令和4年4月18日（月）	質問書の受付期限
令和4年4月25日（月）	質問書に対する回答
令和4年5月6日（金）	1次書類審査書類提出締切
令和4年5月12日（木）	1次審査の結果通知
令和4年5月16日（月）から20日（金）のうちいずれか1日	2次審査の実施
令和4年5月30日（月）以降	選考結果の通知
令和4年6月上旬	契約締結・公表
契約締結から令和4年9月中旬	サイト制作
令和4年9月下旬	サイト公開
令和4年9月下旬から令和5年3月末	運用

## 8 審査方法

大田観光協会公式サイト制作及び運用保守業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」

という。)」において、次のとおり審査を行い、最優秀企画提案を決定し、その提案事業者を業務委託予定者とする。

(1) 1次審査

参加事業者から提出された企画提案書等について、書類審査を行う。

ア 提出期限 令和4年5月6日(金)必着

イ 提出先 〒144-0035 東京都大田区南蒲田1丁目20-20  
大田区産業プラザ2階  
一般社団法人大田観光協会

ウ 提出方法 持参または郵送

※郵送に関する事故については、委託者は一切の責任を負わないものとする。

エ 提出書類

(エ)と(オ)については社名を記載したものとしていないもののそれぞれを留意すること。

(ア) プロポーザル参加申込書(様式2)

(イ) 類似業務実績一覧表(様式3)

※契約書等の写し(受託業務の内容を確認できる仕様書等)を添付すること。

(ウ) 法人の概要(様式4)

※定款及び登記簿謄本(発行から3か月以内のもの)を添付すること。

(エ) 企画提案書(任意様式)

①社名記載有

②社名記載無

※詳細は「9 企画提案書及び見積書の提出」のとおり。

(オ) 見積書

①社名記載有

②社名記載無

※詳細は「9 企画提案書及び見積書の提出」のとおり。

オ 提出部数

(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)①、(オ)① 各1部

(エ)②、(オ)② 各9部

(2) 2次審査(1次審査合格者のみ実施)

企画提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、その内容について審査する。

ア 実施日時 令和4年5月16日(月)から20日(金)のいずれか1日

※日程は委託者より1次審査合格者へ通知する。

## 9 企画提案書及び見積書の提出

### (1) 企画提案書の作成要領

別紙「仕様書」及び「サイト構成案」を参照の上、以下の項目を盛り込むこと。

ア 提案書は、以下表の項目番号順に作成し、項目番号を提案書右上に記載すること。

項目番号	項目	記載すべき事項
1	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針	(ア) 本業務の受託に関する基本的な考え方 (イ) 意図及びねらい
2	類似業務実績	(ア) 類似業務実績一覧表(様式3)に記載した業務の成果品(制作したサイトのトップページイメージ等)
3	業務執行に係ること	(ア) 実施体制及び人員配置計画 (イ) 安全管理、機器管理、情報管理体制 (ウ) 委託者との連絡体制、報告及び調整方法 (エ) 障害発生時の対応 (オ) 運用支援 (カ) 保守内容
4	業務スケジュール	サイト公開までの主要な作業項目に基づいた工程スケジュール
5	サイト構成・構造	(ア) ユーザビリティの向上 (イ) 各情報への閲覧者の誘導方法 (ウ) 各コンテンツページの概要、特色
6	WEBサイトの全体像(ワイヤーフレーム等)	(ア) スマートフォン版イメージ (イ) PC版イメージ (ウ) レイアウト
7	アクセス件数増に向けた運用策	大田区の現状と課題を踏まえたアクセス件数増に向けた運用策
8	システムの性能	(ア) データセンター (イ) システムの安定性 (ウ) セキュリティの確保

イ 企画提案書のサイズは、日本工業規格A4とし、任意書式にて作成すること。

ウ 表紙及び目次を含め20ページ以内とする(両面使用は2ページとして扱う。)

エ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図、イメージ等を用い、わかりやすく作成すること。

オ 上記項目に加えて独自の提案がある場合は提案書に追加すること。

カ 審査資料として用いるため、内容に提案者を特定できる表示はしないこと。

(2) 企画提案書の提出条件

ア 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。提出された書類は返却しない。

イ 提案を取り下げる場合は、取下願（様式5）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他実施要領、別紙に示された条件に適合しない場合は無効とする。

(4) 見積書の作成について

ア 本業務を受託する場合の見積書  
（サイト設計・構築等業務及び令和4年度の運用保守業務）

イ 本業務を受託する場合の見積書  
（令和5年度以降の運用及び保守管理業務）

(5) 見積書作成時の注意事項

ア 代表者印を押印すること。（但し、社名を記載しない見積書（9部）については不要。）

イ （4）アの見積は、3（2）の予算上限内とすること。

ウ （4）イの見積の合計額の上限はないが、令和5年度以降の運用保守費用の参考とするため提出すること。

エ 翻訳費用については、予算上限内で可能な分量を明記すること。

オ 見積金額には、消費税額を加算すること。

10 審査内容

(1) 審査項目

ア WEBサイト全体

イ 経費の妥当性

ウ 事業実施体制

エ 運営支援

(2) 区内事業者優遇

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同企業体を

構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、二次審査において、評価を優遇します。(上記(1)審査項目の評価点に5%を加点)

#### 11 実施要領等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

質問書(様式1)を担当部局あてに電子メールで提出すること。

##### (2) 質問の受付期間

募集要領配布から令和4年4月18日(月)まで(必着)

##### (3) 回答方法

質問書に対する回答は、以下のとおり閲覧に供する。

##### ア 公開場所

一般社団法人大田観光協会 HP (<https://www.o-2.jp/>)

##### イ 公開期間

令和4年4月25日(月)から5月6日(金)まで

#### 12 候補者の選定方法

候補者の選定は、審査会において行う。

##### (1) 一次審査(書類審査)

参加資格を有する事業者の中から、一定水準以上に達している事業者を選定する。

##### (2) 二次審査(プレゼンテーション・質疑応答)

書類審査を通過した事業者については、プレゼンテーション審査を行う。

##### (3) 二次審査は、大田区内で開催を予定している。詳細については、別途該当する事業者へ通知する。

##### (4) 二次審査における説明については、提出済みの企画提案書のみを使用すること。追加資料は受理しない。

##### (5) 二次審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。

ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

##### (6) 二次審査においては、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

#### 13 選定結果の通知・公表

##### (1) 審査会において企画提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1者選定する。

##### (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知する。なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

##### (3) 選定結果は、委託者のHPでも次の項目を公表する。

- ア 業務名
- イ 選定事業者名及び所在地
- ウ 選定経過

#### 14 契約の手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

#### 15 その他

- (1) 選定された場合には、担当部局と協議の上事業を進めるが、企画提案書の内容について業務実施の際に変更する場合がある。また、協議により担当部局の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、担当部局は作業期間中、いつでも作業状況の報告を求めることができる。
- (2) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む、所有権等、その他の一切の権利）は、発注者に帰属するものとする。
- (3) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (5) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (6) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。